

特任フェローについて

令和6年3月29日
令05（達）第102号

（目的）

第1条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の組織的な研究開発力や専門性の向上に資するため国際的に卓越した研究成果を創出した実績を有する著名な研究者や高度な専門性を実装する専門人材を外部より受け入れ、機構に特任フェローとして置くことができる。

（委嘱）

第2条 特任フェローは、高度な専門性、顕著な実績を有し、国内外から認められる者のうちから理事長が選任し、特任フェロー委嘱契約書により機構と契約を締結した上で、機構の業務に従事する。

2 特任フェローは、本部組織又は拠点組織の長等として、業務執行又は技術指導若しくは助言の任に当たる。

（勤務形態）

第3条 特任フェローの勤務形態は、常勤又は非常勤とする。

（委嘱期間）

第4条 特任フェローの委嘱期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要に応じ再委嘱することができる。

（報酬等）

第5条 特任フェローの報酬等は、別に決定する。

（諸規定の準用）

第6条 この達のほか、特任フェロー委嘱契約書等に定めのない事項については、職員に関する諸規程を準用する。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。